

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 13 日現在

機関番号：18001

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23720014

研究課題名(和文) 超越論的語用論における「道德的規範」の究極的根拠付けに関する研究

研究課題名(英文) On the transcendental-pragmatic foundation of "moral norms"

研究代表者

久高 将晃 (KUDAKA, MASA AKI)

琉球大学・法文学部・准教授

研究者番号：80398304

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、超越論的語用論による道德的規範の根拠付けを検討することで、その可能性を明らかにすることにある。この目的のために、超越論的語用論の道德的規範の根拠付けとその批判を、包括的に分析し、批判的に検討した。その結果、従来の超越論的語用論の根拠付けでは、規範を根拠付けることができないという問題が示され、「理想的コミュニケーション共同体」と「現実的コミュニケーション共同体」との関係に基づく新たな論証によって、この問題が解決されることを示唆した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to investigate the possibility of the transcendental-pragmatic foundation of "moral norms". For this end, I have comprehensively analyzed and critically examined this foundation and its criticisms. As a result, this study has showed that the traditional approach of transcendental pragmatics can't justify moral norms and suggested that this problem can be solved by a new argumentation which is based on the relation between the real and the ideal communication community.

研究分野：西洋倫理学

キーワード：超越論的語用論 道德規範の根拠付け

1. 研究開始当初の背景

本研究代表者は、これまで、第一に、超越論的語用論における究極的根拠付けの可能性について、第二に、討議倫理学の適用可能性について、研究してきた。

第一の研究では、(1)「全てのものは誤り得る」という可謬主義の原理と、(2)超越論的語用論の究極的根拠付けに対する「論点先取」及び「他の論証形式の可能性」という批判と、(3)戦略的行為はコミュニケーション的行為に依存しているという「寄生論」を検討することで、超越論的語用論の究極的根拠付けが可能か否かを考察した。その成果は、博士学位論文を中心に発表されている。

第二の研究では、(1)「適用問題」の観点から特に超越論的語用論的討議倫理学の今日までの展開を分析・提示し、(2)この展開における様々な討議倫理学者の議論を批判的に検討することで、討議倫理学が現実の具体的問題に適用可能か否かを考察した。その成果は、科学研究費補助金(若手研究(B)2007年-2010年)の助成に基づいて、論文として発表されている。

本研究では、上記のこれまでの研究に続けて、超越論的語用論をより総合的に研究するために、超越論的語用論的討議倫理学の基礎論としての「道徳的規範」の究極的根拠付けを考察することにした。

超越論的語用論の道徳的規範の究極的根拠付けは、超越論的語用論の提唱者である Karl-Otto Apel によって 1970 年代に主張され、その弟子 Wolfgang Kuhlmann によって 1980 年代に「厳密に反省的な論証」として詳細に提示されたと言えるであろう。このアプローチに対しては様々な批判が提起され、特に「自然主義的誤謬」や(Karl-Heinz Ilting による)「主知主義的誤謬」や(Marcel Niquet による)「超越論主義的誤謬」等が、「道徳的規範」の根拠付けに固有な主要な問題である。

このテーマについての国内の研究に関しては、確かにハーバースの討議倫理学の道徳原理の根拠付けについては幾つかの研究があるが、超越論的語用論の道徳的規範の究極的根拠付けについての研究は国内ではほとんどないと思われる。そもそも超越論的語用論そのものが国内ではそれほど研究されていない状況にある。

このテーマについての国外の研究に関しては、特にドイツでは多くの研究があるが、「自然主義的誤謬」については未だ決着が付いたとは言えず、「主知主義的誤謬」や「超越論主義的誤謬」については十分に検討されてはいない状況にある(特に、「超越論主義的誤謬」については、超越論的語用論からの回答すら未だない状況にある)。

そこでこのような国内外の研究状況において、本研究は、「道徳的規範」の究極的根拠付けを主題とし、その様々な問題をできるだけ包括的に考察することで、今日の超越論

的語用論研究に寄与できると考えられる。

2. 研究の目的

本研究には、以下の3つの目的がある。

- (1)「道徳的規範」に関する超越論的語用論による究極的根拠付けの論証を包括的に提示する。
- (2)超越論的語用論の「道徳的規範」の根拠付けに対する批判を包括的に提示する。
- (3)(1)と(2)で得られる成果に基づいて、超越論的語用論の根拠付けが妥当か否かを検討する。

3. 研究の方法

第一に、研究の性質上、文献読解が主な研究方法となる。

具体的には、超越論的語用論による道徳的規範の究極的根拠付けに関しては主に、K.-O. Apel, „Das Apriori der Kommunikationsgemeinschaft und die Grundlage der Ethik“, in: ders. *Transformation der Philosophie. Das Apriori der Kommunikationsgemeinschaft* Bd. II, Frankfurt am Main, 1973; ders. „Das Problem der philosophischen Letztbegründung im Lichte einer transzendentalen Sprachpragmatik. Versuch einer Metakritik des »kritischen Rationalismus«“, in: ders. *Auseinandersetzungen in Erprobung des transzendentalpragmatischen Ansatzes*, Frankfurt am Main, 1998; W. Kuhlmann, *Reflexive Letztbegründung. Untersuchungen zur Transzendentalpragmatik*, Freiburg/München, 1985; ders. *Sprachphilosophie-Hermeneutik-Ethik. Studien zur Transzendentalpragmatik*, Würzburg, 1992; ders. *Beiträge zur Diskursethik. Studien zur Transzendentalpragmatik*, Würzburg, 2007 の諸論考を中心として、文献読解を行った。

超越論的語用論の根拠付けへの批判に関しては主に、K.-H. Ilting, „Der Geltungsgrund moralischer Normen“, in: W. Kuhlmann und D. Böhler (Hrsg.), *Kommunikation und Reflexion. Zur Diskussion der Transzendentalpragmatik. Antworten auf Karl-Otto Apel*, Frankfurt am Main, 1982; M. Niquet, *Moralität und Befolgungsgültigkeit. Prolegomena zu einer realistischen Diskurstheorie der Moral*, Würzburg, 2002, Dairi Matsumoto,

Moralbegründung zwischen Kant und Transzendentalpragmatik. Von der transzendentalen Begründung zur Faktizität des Moralischen, Marburg, 2011 を中心として、文献読解を行った。

第二に、ドイツの超越論的語用論者と意見交換を行うことで、最先端の議論を参考にしつつ、研究を行う。

具体的には、ドイツでの国際学会にて、Matthias Kettner 博士や Micha H. Werner 博士と意見交換することで、超越論的語用論の根拠付けに関して、理解を深めた。

また、Wolfgang Kuhlmann 博士を日本へ招聘し国際研究会を開催し、超越論的語用論の道徳的規範の根拠付けについて、議論を行った。

4. 研究成果

上記の3つの研究の目的に対応して、以下の研究成果を得た。

(1) 「道徳的規範」に関する超越論的語用論による究極的根拠付けの論証の包括的提示

この目的(1)を達成するために、超越論的語用論の究極的根拠付けを精緻に完成させた W. Kuhlmann の諸論考に基づいて、以下の5つのことを示した。

規範倫理学の主要な課題

規範の根拠付けの従来のアプローチとその問題

規範の根拠付けに対する超越論的語用論的アプローチ

このアプローチによる究極的根拠付けの論証の提示

この論証によって究極的に根拠付けられた規範の内容

規範倫理学の主要な課題に関して、以下のことを論じた。

第一に、規範倫理学の主要な課題とは、規範の根拠付けである。なぜなら、実践的観点においては、具体的な場面で規範に従うべき根拠を与えることができなければ、規範は拘束力を持たないからである。そして、理論的観点においては、規範の根拠付けへの問いは、倫理学の可能性や義務の源泉という重要な問題に関わっているからである。

第二に、規範の根拠付けの目的とは、規範の「究極的根拠付け」である。仮言命法ではなく、定言命法が規範の根拠付けに適切に答えることができる。なぜなら、定言命法は条件無しの命法であり、普遍的な拘束力を持つからである。そして、普遍的な拘束力を持つ定言命法の根拠付けは究極的根拠付けとなる。

従って、規範倫理学の主要な課題とは、規範の究極的根拠付けとなる。

規範の根拠付けの従来のアプローチとその問題に関して、以下のことを論じた。

第一に、根拠付けの「出発状況」に関しては2つのアプローチがある。すなわち、1) いかなる妥当な規範も未だ存在しないという状況から出発するアプローチと、2) 妥当な規範は既に存在するという状況から出発するアプローチである。しかし、アプローチ1)には、「自然主義的誤謬」という問題があり、アプローチ2)には、あらゆる根拠付けが陥るとされる「ミュンヒハウゼン・トリレンマ」という問題がある。

第二に、根拠付けの「手続き」に関しては2つのアプローチがある。すなわち、1) 形而上学的アプローチと2) 経験的アプローチである。アプローチ1)には、形而上学的な真理を理解できる者にしか妥当しないという問題があり、アプローチ2)には、道徳の現象を捉え損なっており、厳密に相互主体的な妥当性を得ることはできないという問題がある。

規範の根拠付けに対する超越論的語用論的アプローチに関して、以下のことを論じた。

第一に、規範の根拠付けの出発状況の問題から、我々は、妥当な規範が存在するか否かを知らず、妥当な規範が存在するならばこの規範は演繹的な方法では根拠付けられ得ない、ということから出発しなければならない。

第二に、規範の根拠付けの手続きに関して、超越論的語用論は、超越論哲学的アプローチを採用する。

その結果、超越論的語用論的アプローチとは、究極的な規範を究極的なものとして「露呈させる」こととなる。すなわち、究極的規範の露呈、それが超越論的語用論的アプローチである。

このアプローチによる究極的根拠付けの論証の提示に関して、以下のことを論じた。

第一に、究極的規範の露呈としての究極的根拠付けは、論議を可能にする条件を「厳密に反省すること」によって行われる。

第二に、厳密な反省は、「自己矛盾に陥ることなしには論駁できず、論点先取に陥ることなしには演繹的に根拠付けることができないもの明らかにする」という方法で、論議を可能にする条件を露呈させる。

上記の論証によって究極的に根拠付けられた規範の内容に関して、以下のことを論じた。

上記の論証によって、次の4つの規範が具体的に究極的に根拠付けられる。

1) 合理性への意志

- 2) 理性的な合意への意志
- 3) 実践的な問題一般における理性的な合意への義務
- 4) 現実のコミュニケーション共同体における理想的コミュニケーション共同体の実現への義務

(2) 超越論的語用論の「道徳的規範」の根拠付けに対する批判の包括的提示

この目的(2)を達成するために、第一に、W. Kuhlmann の諸論考に基づいて、究極的根拠付けに対する批判を5つ示し、超越論的語用論によるこれらの批判への回答を提示した。第二に、道徳的規範の根拠付けに固有な問題を3つ提示した。

第一に、5つの批判とそれへの回答を提示した。

批判1) 究極的根拠付けは不可能である。

この批判に対して超越論的語用論は、この批判そのものはある種の究極的根拠付けであると理解できるので、自己矛盾していると回答している。

批判2) 究極的根拠付けは実践的に意味のない企てである。

この批判に対して超越論的語用論は、この批判を主張する者は義務が存在することの証明は余計なことであると主張していることになるが、この主張には説得力はない、と回答している。

批判3) 究極的根拠付けは、不寛容をもたらすので、危険である。

この批判に対して超越論的語用論は、この批判は寛容に関する義務の根拠付けが前提とされており、決定的な批判ではない、と回答している。

批判4) 論議の規範は仮言的妥当性しか持たない。

この批判に対して超越論的語用論は、以下のように回答している。論議の規範は、そもそも意味には論駁され得ないので、仮言的妥当性ではなく、定言的(無条件的)妥当性を持ち、超越論的語用論の主張する論議の代案となる論議形式は存在しないので、論議の規範は無条件に妥当する。

批判5) 討議倫理学は形式主義的で内容がない。

この批判に対して超越論的語用論は、以下のように回答している。討議倫理学は二段階

倫理学である。すなわち、第一段階では、具体的規範を根拠付けるためのメタ規範が根拠付けられ、第二段階では、このメタ規範に従って実践的討議において当事者が内容を持った具体的規範を根拠付ける。それ故、この批判は退けられる。

第二に、道徳的規範の根拠付けに固有な問題を3つ提示した。

1) 自然主義的誤謬

超越論的語用論者の自己理解によれば、超越論的語用論による道徳的規範の究極的根拠付けは「自然主義的誤謬」を犯しているという批判が提起され得る。ここで理解されている自然主義的誤謬とは、事実から当為を導く誤った試みである。超越論的語用論の根拠付けによれば、ある道徳的規範を否定するあらゆる主張は遂行的自己矛盾に陥るので、その道徳的規範を我々は常に既に必然的に承認しているということが露呈される。この根拠付けにおいて露呈されるのは、「我々は道徳的規範を常に既に承認している」という事実である。それ故、超越論的語用論はこの事実から規範を導いていることになるので、自然主義的誤謬を犯している。

2) 主知主義的誤謬

「主知主義的誤謬」とは、K.-H. Iltingによれば、「我々の悟性使用の条件から拘束力を持つ規範を導出する、あるいは規範の拘束力を妥当させる根拠をこの条件において露呈させる試み」である。この試みが誤謬であるのは、互いに異なった拘束力を持つ、認識の規則と道徳の規範とを混同しているからである。そして、超越論的語用論は、我々の悟性使用の条件である論議の条件から道徳的規範を導こうとしているので、主知主義的誤謬を犯している。

3) 超越論主義的誤謬

「超越論主義的誤謬」とは、M. Niquetによれば、超越論的条件から道徳的規範を導く誤りのことである。この試みが誤りであるのは、超越論的条件と道徳的規範との妥当性は異なった性質を持ち、前者から後者を導出することはできないからである。超越論的条件の妥当性は「避けることができない」という性質を持ち、道徳的規範の妥当性は「避けることができる」という性質を持つ。そして、超越論的語用論は、論議を可能にする超越論的条件に道徳的規範を見出しているので、超越論主義的誤謬を犯している。

上記の3つの誤謬を犯しているという批判に対して、超越論的語用論は十分には回答していないと考えられる。それ故、超越論的語

用論はこの3つの批判に答えなければならない、ということが示された。

(3) 超越論的語用論の根拠付けの検討

この目的(3)を達成するために、第一に、超越論的語用論による道徳的規範の究極的根拠付けの本質的問題を明らかにし、第二に、超越論的語用論的な仕方、新たな規範の根拠付けを提示することで、上記の3つの批判に回答できることを示唆した。

第一に、超越論的語用論の規範の究極的根拠付けの本質的問題とは、「超越論的語用論が実際に究極的に根拠付けているのは規範ではない」という問題である。この問題を示すために、以下の3つテーゼを証明した。

- 1) 超越論的語用論に従えば、論議に際してある規範を常に既に承認している者は、理想的コミュニケーション共同体のメンバーである。ところで、
- 2) 規範が存在するのは、全ての者がその規範に従うとは限らないからである。その時、超越論的語用論の意図に反して、
- 3) 理想的コミュニケーション共同体のメンバーが論議に際して常に既に承認しているのは規範ではない。

それ故、結論として、超越論的語用論が実際に究極的に根拠付けているのは規範ではない、ということが示される。

第二に、この本質的問題を解決するために、超越論的語用論的な仕方、新たな規範の根拠付けを提示した。そのために、以下の2つのテーゼを証明した。

- 1) 理想的コミュニケーション共同体の実現は現実のコミュニケーション共同体のメンバーが目指すべき目標である。それ故、
- 2) 現実のコミュニケーション共同体のメンバーは論議に際して論議条件に常に既に従うべきである。

従って、論議条件は義務を表す規範となる。そして、この根拠付けによって、上記の3つの批判に回答できることを示唆した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

久高将晃、「超越論的語用論による『道徳的規範』の究極的根拠付けは主知主義的誤謬を避けることができるのか?」、『人間科学』(琉球大学法文学部人間科学科紀要)第32号、195-209頁、2015年、査読無

久高将晃、「研究ノート：超越論的語用論による道徳的規範の究極的根拠付けにおける三つの誤謬 自然主義的誤謬、主知主義的誤謬、超越論主義的誤謬」、『人間科学』(琉球大学法文学部人間科学科紀要)第31号、95-110頁、2014年、査読無

久高将晃、「研究ノート：超越論的語用論における道徳的規範の究極的根拠付け 論証と批判の概観」、『人間科学』(琉球大学法文学部人間科学科紀要)第29号、117-152頁、2013年、査読無

久高将晃、「討議倫理学の限界? G・シェーンリッヒの討議倫理学批判について・続」、『人間科学』(琉球大学法文学部人間科学科紀要)第26号、17-32頁、2011年、査読無

[図書](計1件)

カール=オットー・アーペル著(舟場保之・久高将晃訳)『超越論的語用論とは何か?』、梓出版社、206頁、2013年

[その他]

久高研究室ホームページ

<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~makudaka/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

久高 将晃 (KUDAKA, MASA AKI)

琉球大学・法文学部・准教授

研究者番号：80398304